

質問書回答

2016年 9月 19日

「(案件名:ミャンマー国ヤンゴンマッピングプロジェクト【有償勘定技術支援】(一般競争入札(総合評価落札方式))」

(案件番号:170635 公示日:2017年 9月 6日)について、質問の回答は以下のとおりです。

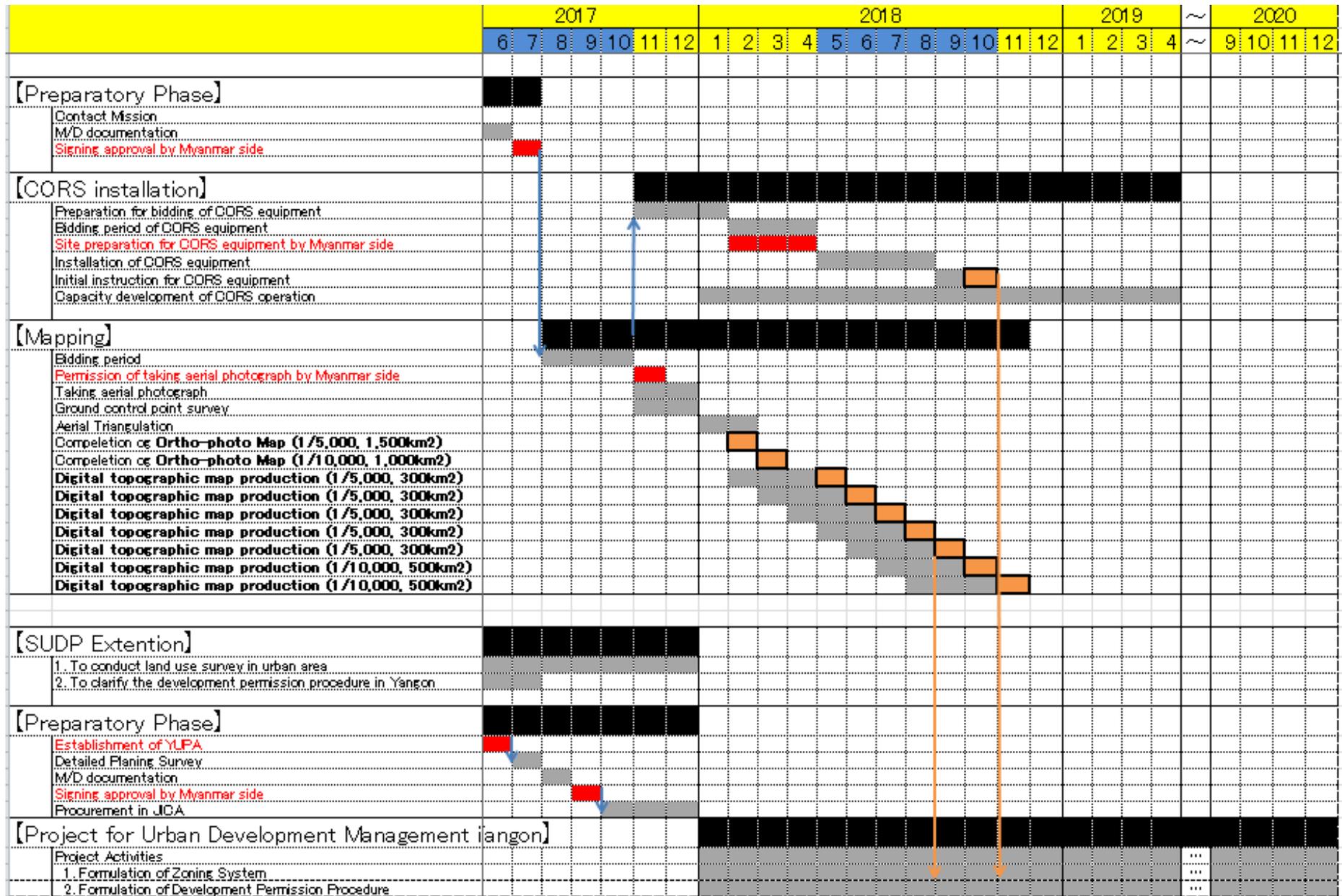
通 番	当該頁項目	質問	回答
1	P24 - P25 8.機材の調達 (1) JICA による機材の調達	入札説明書 P25 に記載の調達予定機材一覧表の下部に「コンサルタントはこれらの調達機材についてもその仕様を YRG と協議して決定し、納品・研修・管理状況を記録したデータを作成し、常にその管理状況を明らかにすることに協力する」とありますが、YRG への機材を引き渡し後も管理を行うのでしょうか。また管理状況の記録には、どういった項目を記録し、どのような頻度で管理状況の確認する必要がありますでしょうか。	YRG への機材を引き渡し後の管理は不要です。機材据付後、メーカーによる初期操作指導完了(順調に進めば 2018 年 10 月頃を想定)をもって引き渡しとしますので、それまでの期間の管理業務は発生します。 管理状況の記録項目については、機器が問題なく稼働しているか(破損状況、通電状況)等を想定しています。頻度は据付時と初期操作完了時の二回を想定していますが、追加が必要と判断する場合は、技術提案書にて提案願います。
2	P.2 3.競争に付する事項(3) 契約期間(予定)	契約期間(予定)は 2017 年 10 月～2018 年 4 月とありますが、2017 年 10 月～2019 年 4 月の理解で宜しいでしょうか。	契約期間(予定)について 2017 年 10 月～2019 年 4 月に訂正します。
3	P.14 2. プロジェクトの概要 (3) 対象地域 ヤンゴン地域 (別紙 1 のとおり)	別紙 1 は、2017 年 5 月 26 日付討議議事録 P.6 の範囲と理解しておりますが、より鮮明に範囲が分かる資料の配布をお願いいたします。	別添のとおり図を共有します。
4	P.14 5. 業務方針及び留意事項 (1) デジタル地形図作成の迅速化	電子基準点の設置は、「2018 年 8 月頃にと理解している。電子基準点の設置が必要とされている」とありますが、本業務で作成する特記仕様書の提出期限及び入札は何時になるのでしょうか。	本業務で作成するのは、特記仕様書のみでなく、入札図書全体である点をご留意願います。討議議事録上は、入札図書の作成は 2018 年 1 月末、入札の日時については、2018 年 4 月末としていますが、YRG との合意が得られれば変更可能です。

通番	当該頁項目	質問	回答
5	P.15 5. 実施方針及び留意事項 (2) 地形図の順次納品	デジタル地形図作成の順次納品時期が明示されておりますが、空中写真撮影、衛星画像は、撮影許可取付の遅延や天候障害などの外部状況によって、撮影/画像取得が計画より2,3ヶ月遅れた場合、納品時期を延期することは可能でしょうか。	外部条件による遅延の場合は可能です。外部条件による遅延リスクについては、インセプションレポート協議時に YRG へ説明することを求めます。
6	P.18 6. 業務の内容 (5) 空中写真撮影もしくは衛星画像取得	①ヤンゴン環状道路内側の縮尺 1/5,000 の地形図作成範囲に関して、特記仕様書の P.13 において、「本事業で整備されるデジタル地形情報により、管渠位置と敷地境界の関係が明確となり、管渠敷設に伴う用地取得対象範囲の確定や管渠線形の見直しが迅速化される」とありますが、その目的において地上解像度 0.31m の衛星画像で満足すると想定されていますでしょうか。 ②P.18 に 1/5,000 デジタル地形図に関する記載はありますが、ヤンゴン市南西部郊外の 1/10,000 デジタル地形図およびオルソフォト作成も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。また、本業務において空中写真撮影を実施する場合の地上解像度は何 cm を想定されていますでしょうか。	①については、記載目的において地上分解能 0.31m で満足できるものと想定しています。 ②については、空中写真撮影と理解しました。1/10,000 の対象地域は衛星画像仕様を想定していましたが、空中写真による撮影でも問題ありません。1/10,000 の成果品については、デジタル地形図作成、オルソフォト作成とも含まれます（入札説明書 P.22 成果品のとおり）。空中写真撮影の場合の地上解像度は、衛星画像の地上分解能の 0.31m より精細な分解能という条件を満たせば、受注者裁量にて決定とします。
7	P.19 6. 業務の内容 (13) 三次元建物モデルパターン 2	「ステレオ画像から DSM を自動発生させ、それを三次元建物モデルとしてポリゴン化する」とありますが、デジタル地形図の平面位置座標と整合はとらなくても良いという理解でしょうか。	デジタル地形図の平面位置座標と整合も必要となります。
8	P.20 6. 業務の内容 (14) 各作業段階での品質管理	「指示書のとおりに」とありますが、どの指示書になりますでしょうか。	「5. 実施方針及び留意事項の (8) のとおり」と読み替え願います。

通番	当該頁項目	質問	回答
9	P.26 9.現地再委託	現地再委託を想定されている業務において、経験のある国内企業に国内再委託することは可能でしょうか。	国内、第三国の企業への再委託も可能とします。また、再委託を行わず、直営での実施も可能とします。ただし、ミャンマーにおいては測量データの国外持ち出しや、外国籍企業の測量許可取付は、一般的にミャンマー企業が実施する場合と比較して時間を要するため、その点は留意願います。
10	P.28 2. 技術提案書作成に係る要件・留意事項 (3) 評価に際しての類似業務／対象国／語学力	評価対象者(2号)とは総括／仕様協議(2号)、評価対象者(3号)とは電子基準点機器仕様作成・調達支援(3号)という理解で宜しいでしょうか。	その理解で間違いありません。
11	P.29 3.1 コンサルタント等の法人としての経験、能力 (1)類似業務の経験	別添様式 2-3①では、類似業務としての的確なものを海外、国内問わず各社で、それぞれ 20 件以内とあります。一方、コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2017年6月)P.3では、それぞれ 30 件以内とありますが、どちらを適用したらよろしいでしょうか。	2017年6月のガイドラインに基づき、それぞれ 30 件以内とさせていただきます。
12	P.61 類似業務の経験	コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2016年10月版)様式とありますが、2017年6月版と読み替える理解でよろしいでしょうか。	2017年6月版と読み替えて下さい。
13	P.14 2. プロジェクトの概要 (3)対象地域 ヤンゴン地域 (別紙1のとおり)	地形図作成範囲には、ティラワ経済特区第二期の開発区域が含まれておりませんが対象範囲に含めないとの理解でよろしいですか？	含まないとの想定ですが、インセプションレポート協議時に、面積 1,500km ² の範囲内で、最終的に境界画定します。

以上

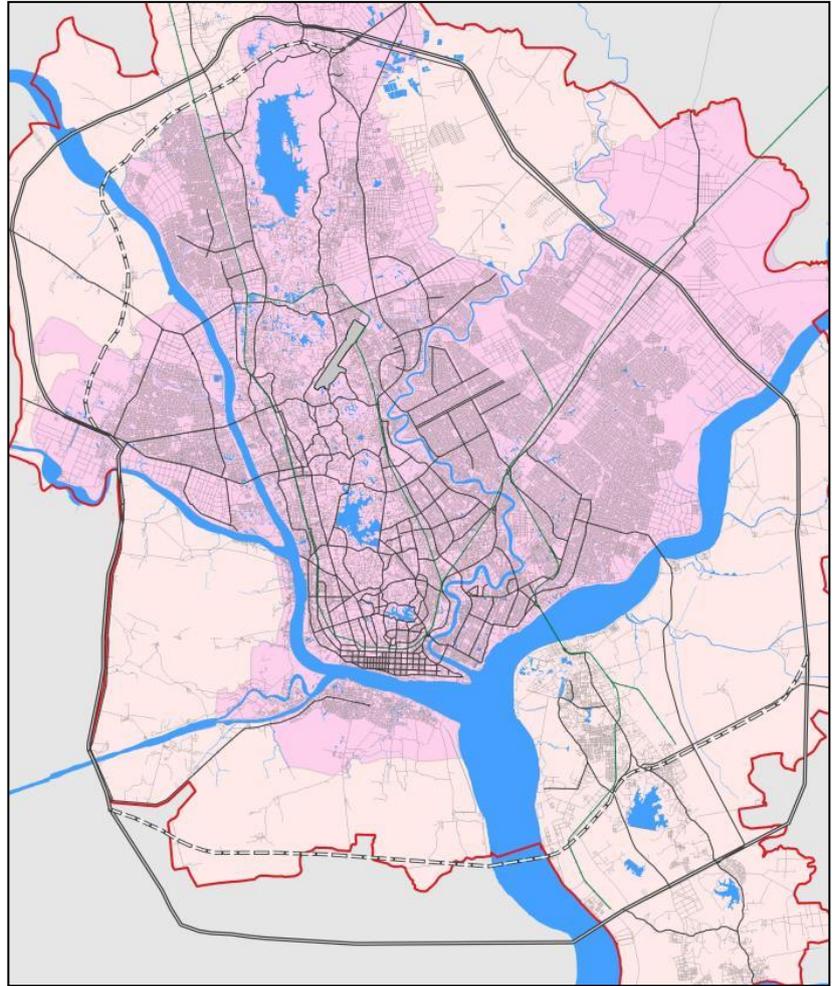
Annex 1 Expected Schedule



Annex 2: Map Covered Area

1. Inside of Outer Ring Road

Area: 1,500 km²
 (including river (100km²))
 Scale: 1:



2. South-west suburban of Yangon Region Area

Area : 1,100 km²
 Scale: 1:10,000

